

壱岐市インバウンド誘客促進業務仕様書

1 目的

本市へのインバウンド客の誘客及び滞在型観光を促進するために、国内外のメディア等を活用し、壱岐の魅力と滞在・体験価値を海外の現地人に訴求する。また、本市を訪れるインバウンド客の満足度を高めるため、受入体制の強化と課題調査を実施する。

2 業務内容

(1) インフルエンサーを招聘した SNS プロモーション

以下の点を踏まえ、インフルエンサーを招聘した動画等の製作・配信の企画を提案すること。

① 内容

- ・本市の自然・グルメ・宿泊・体験などを紹介し、来訪意欲や周遊性を高めるもの
- ・ターゲット国・地域の旅行嗜好・傾向に合わせた内容とすること
- ・取材行程や発信時期の案も示すこと

② 配信媒体、配信本数

- ・ターゲット国・地域の特性や起用するインフルエンサーの強みを踏まえ、効果的な配信媒体を提案すること
- ・動画の企画内容や配信媒体の特性を踏まえ、効果的な配信本数を提案すること

③ ターゲット国・地域

本市の特徴やターゲットとなる国や地域の市場分析等を勘案し、提案すること
(本市の想定)

主に台湾・香港（韓国・欧米豪についても検討すること）

④ インフルエンサー

- ・各国・地域で影響力があり、ターゲット層に訴求可能なインフルエンサーを提案すること
- ・提案するインフルエンサーについては、プロフィールやフォロワー数、フォロワー層、動画の見込み再生回数など選定した根拠を説明すること

※起用するインフルエンサーは日本在住でも可

⑤ 留意事項

インフルエンサーと協力した旅行商品の企画やモデルコースの造成についても検討すること。

(2) 訪日メディア等を活用したプロモーション

本市の観光の魅力を紹介する記事を制作し、訪日観光オンラインメディアに掲載する企画を提案すること。

※ターゲット国・地域については、上記（１）の業務で提案したものと同様

① 内容

(1) ①に同じ。

② オンラインメディア

ターゲット国・地域からのアクセスが多く、訴求力のあるオンラインメディアを1媒体以上提案すること。

③ 配信本数

1媒体1記事以上。

④ 留意事項

- ・オンラインメディアによる本市の観光コンテンツの精査を行い、旅行商品の企画やモデルコースの造成についても検討すること
- ・掲載記事には、本市に対する顕在的・潜在的ニーズ等を把握できるようなアンケートの実装を検討すること
- ・訪日検討層を効果的に記事へ誘導するための工夫や記事閲覧者の実際の来島促進に向けた導線設計の検討を行うこと

(3) 訪日外国人受入セミナー及び受入環境実態調査の実施

インバウンド受入に対する意識醸成、対応力向上を目的としたセミナーの開催と将来的なインバウンド受入環境整備の方針を検討するための現状・課題の調査の企画を提案すること。

【セミナー】

① 開催場所

- ・壱岐市内
- ・会場については、委託者と協議のうえ決定する

② 内容

- ・訪日外国人が不便に思うこと、おもてなし、受入のメリット等
- ・開催数は1回とする

③ 対象者

観光施設、飲食店、土産等の小売店、宿泊施設、交通事業者、体験事業者等インバウンド客への対応が見込まれる方々。

④ 留意事項

- ・専門的な知識を有する講師等を手配すること。講師等への謝金の支払や移動手配等は受託者で行うこと
- ・参加者募集に係る広報業務、参加者のとりまとめ、会場設営、当日運営、等セミナー開催にかかる一切の業務は、委託者と協議を行いながら進めること

【実態調査】

① 調査項目

- ・多言語対応（メニュー、施設内表示、接客対応等）
- ・キャッシュレス、Wi-Fi 環境
- ・文化、宗教への対応
- ・ニーズや課題、訪日外国人に対するアピールポイント、今後取り組んで行きたいこと
- ・その他、今後インバウンド受入体制を強化するにあたり、調査が必要と考えられる事項

② 対象者

上記セミナーの対象者に同じ

- ※セミナー参加者への調査を基本とするが、より効果的な調査手法があれば提案すること

③ 留意事項

回答数が向上するよう工夫すること。

3 留意事項

- (1) 本事業の効果を把握できるK P I（閲覧数・視聴数・等）を適切に設定し、プロモーション結果の分析を行うこと。K P Iの設定にあたっては、指標の妥当性を確認できる根拠を示すこと。目標数値を達成した後も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること
- (2) 情報発信の経過については、原則として毎月、報告を行うこと。（オンライン、報告書でも可）。なお、定期的な報告の他、本市からの報告の求めに対応すること
- (3) 本事業の成果に対する効果検証を行い、併せて今後の事業展開への見通しを示すこと
- (4) 仕様書に記載のされていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて委託者と受託者が協議し対応するものとする
- (5) 上記の内容のほか、業務目的を達成する上で効果的であると受託者として考える提案は幅広く行うこと

4 納入成果物

受託者は、令和9年2月26日（金）までに、以下の成果物を納入すること。

- (1) 業務に関して作成した全ての成果品データを格納した電子媒体2部

(2) 業務完了報告書 (A 4 判、データ)

5 業務体制

- (1) 受託者は、本業務を適切に遂行するための業務運営体制を確保し、業務にかかるスケジュール・実施体制を示す資料を提出すること
- (2) 受託者は、本業務の遂行を総括する総括責任者を定め、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること
- (3) 受託者は、業務遂行にあたり、委託者の求めに応じて随時、進捗状況の報告を行うこと

6 検収完了要件

すべての業務について、委託者の確認を完了のうえ、上記に定める成果物をすべて納品し、納入期限までに委託者が実施する検査に合格しなければならない。

7 支払い条件等

本業務に係る経費は、業務を完了し、検査した後に支払うものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守
受託者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議のうえ、本業務の一部を委託することができる
- (3) 守秘義務
受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的で利用することはできないこととする。また、本業務終了後も同様とする
- (4) 暴力団の不当介入における通報等
 - ①妨害又は不当要求に対する通報義務
受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない
 - ②履行期間の延長変更の請求
受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に本業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる
- (5) 立入検査等
委託者は、本業務の執行適正を期するために必要があるとき、受託者に対して報告させ又は事務所に立ち入り、関係帳簿類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある

9 業務の継続が困難となった場合の措置について

委託者と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により本業務が困難となった場合

委託者は、受託者の責に帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合、契約の取消しができる。この場合、委託者に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする

(2) その他の事由により本業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、委託者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により本業務の継続が困難となった場合、本業務の継続可否について協議するものとする。また、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、契約期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする

10 その他

(1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む及びその権利はすべて委託者に帰属するものとする。また、委託者は成果物当のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする

(2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については書面で許諾を取得するとともに、委託者に書面で報告すること。また当該費用も見積額及び契約額に含めること

(3) また、既存の著作物に関して、委託者が当該部品等を利用する場合、若しくは外部サーバーにアップロードする場合は、受託者は当該著作物の権利者に対し、二次使用权等の承諾を得ること

(4) 本業務の履行場所における事務什器等の事務環境は受託者の負担で用意するものとし、電話等の通信費用及び用紙等の消耗品等についても受託者の負担とする

(5) 委託者は、本業務に必要なデータ及び資料を受託者に提供する。なお、万が一、紛失、破損等が生じた場合は、すみやかに委託者に報告するとともに、受託者の責任において対処すること

(6) 成果物に重大な誤りがあった場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、受託者において修正、再制作等の必要な処置を講じること。なお、受託者は、責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正記録、担当等を記録しておくこと

(7) 本仕様書に記載のない事項または業務上疑義が発生した場合は、委託者と受託者で双方協議して決定するものとする。ただし、軽微な事項については、委託者の指示に従うものとする